

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鋸南町長 白石 治和

市町村名 (市町村コード)	鋸南町 (124630)
地域名 (地域内農業集落名)	中佐久間地区 (中佐久間)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地域内に若い農業者が少なく、後継者のいない経営体が多い。
- ・今後認定農業者等の担い手が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者不在の農業者の農地面積が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・中山間直接支払制度を活用し、8つの集落で農用地の維持管理及び耕作放棄地の抑制が図られている。
- ・捕獲、防除等の獣害対策を実施してはいるが、依然として被害が大きく、対策に苦慮している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域農業を維持することを主眼とし、水稻は認定農業者等の担い手への集積を進めていく。水稻+ α (施設園芸、果樹、水仙等)といった営農方法を検討し、地域農業者の収益性の向上を図る。
- ・担い手への集約化を進めつつ、地域内外から新規就農希望者を受入れ、また、担い手だけでなく農地の所有者をはじめとした地域全体で農道、水路等の関連施設の維持管理を行い、地域一体となって地域農業を守っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	180 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	132 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現況が農地として再生困難な土地を除き、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。山間部の農地についても、水仙等での活用を図っていく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手(認定農業者等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を活用し、認定農業者等の担い手及び意欲のある農業を担う者への集積を進める。機構集積協力金の活用も検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地域は、県営かんがい排水事業や県営ほ場整備事業等によりおおむね完了しているが、基盤整備事業未実施地区等については、必要に応じ検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら地域と調和した担い手として育成していくため、鋸南町、農業事務所、JA等の関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じ検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

当地域で農業を行う際、適切な鳥獣被害対策を実施することが必須であることから、今後、新規就農者などを受け入れるため、地域主体の鳥獣被害対策も行う組織的体制整備を行い、捕獲強化や緩衝帯整備(ヤギ放牧なども含む)、防護柵の設置と井時間体制を整えていく。その際、新規就農者が農業に専念できるように、地域での対策の役割分担を明確化する。